

# 檜原村行政改革大綱

平成 1 8 年 2 月

檜原村行政改革推進本部

# 檜原村行政改革大綱

## 《目 次》

はじめに	1
基本方針	1～2
行政改革の重点事項	2
1．事務・事業の再編・整理、廃止・統合に関する事	2
2．補助金の見直しに関する事	2
3．行政サービスの向上に関する事	2
4．公の施設の設置及び管理運営に関する事	3
5．組織・機構の見直し・再検討に関する事	3
6．定員管理及び給与の適正化に関する事	3
7．行政運営の効率化と職員の能力開発等に関する事	3
8．住民との協働の推進に関する事	3
行政改革の進行管理	4

## ．はじめに

本村は、時代の変化とともに多様化する行政事情に対応するため、昭和61年3月と平成9年6月の2回にわたって「檜原村行政改革大綱」を策定し、行政改革を推進してきました。

昭和61年の大綱は、「行財政の効率的運営及び住民サービスの向上」を基本方針として改革を推進し、平成9年の大綱は、国による地方分権の推進という時代背景の中で「簡素で効率的な行政システムの確立と住民の多様なニーズに即応できる行政運営全般」を基本方針とし、長期的展望に立った計画的な地域福祉の向上や社会基盤の整備を行い、健全財政の維持に努めてきました。

しかしながら、厳しい社会情勢が続く中で地方公共団体を取り巻く環境は大きくかつ、急激に変化しており、地方分権の時代を迎え、地方自治体は、地域のことは自らの責任と判断により地域の実情に応じたまちづくりを進めていくことが強く求められています。

このような状況下で、本村は今後の「むらづくり」の方向性を決定するため、平成16年11月に村民意向調査を実施し、その結果、村として「自立」の道を選択することを決定しました。

この結果を受け、本村では新たな行政改革を推進し、「自立」への具体的手段を構築するため民間の委員による「檜原村行政改革推進委員会」を設置し、村の新たな行政改革の方向性と重点事項について諮問、平成18年1月、同委員会から「檜原村の行政改革について」の答申を受けたところです。

本村は、今後「森と清流を蘇らせ、未来に誇れる活力のある村」として自立できる村づくりを進めるため、檜原村行政改革推進委員会の意見を踏まえ策定した「檜原村行政改革実施計画」による事務事業と行政組織全般に関する徹底した見直しを実施し、村の行政改革に取り組んでまいります。

## ．基本方針

次のような基本的考え方によって、行政改革を推進していきます。

- (1) 村の行政組織運営全般について、良質な行政サービスを効果的に提供する観点から組織や人員の適正管理、村民の皆様の立場に立った創造性豊かな職員育成のための研修等、あらゆる手段を講じて行政機能を向上させます。

- ( 2 )第 4 次檜原村長期総合計画に基づく「自立できる村づくり」を目指し、住民参加のもとに行政の説明責任を果たしながら、「最小の経費で最大の効果をあげる」ことを基本に事務・事業の見直しを行います。
- ( 3 )自立への財源確保のため、村税における徴収率の向上や使用料・手数料の見直し・受益者負担の適正化の検討を行うことなどにより自主財源の確保を図ります。

## ．行政改革の重点事項

### 1 ．事務・事業の再編・整理、廃止・統合に関すること

事務事業については、地方分権時代における行政の役割を明確にし、簡素で効率的な行財政運営と行政サービスの維持・向上を図るため、個別に検討を行い、住民と行政の役割分担・費用対効果・住民間の公平性の観点から、行政が継続・拡充して行うもの・廃止・縮小するもの・住民の協力を得るものなど檜原村の将来に向けた事務事業の見直しを図ります。

### 2 ．補助金の見直しに関すること

村の補助金等については、地方分権化を迎えた時代の変化に対応すべく、行政の責任の領域を再確認することにより、合理化を図るため、具体的な基準を設け検討します。また、受益者負担の原則や公平性等の観点から各種使用料・手数料の見直しと適正化について検討していきます。

### 3 ．行政サービスの向上に関すること

国・都・市町村間の総合行政ネットワーク（L G W A N）の活用、村全域に整備済のブロードバンド通信網を活用した村行政情報の電子的提供、申請・届出手続の電子化、庁内ネットワークを活用した情報共有、電子決裁、電子文書管理等、電子自治体の構築を目指して、セキュリティ対策に万全の配慮を行いながら、情報化の推進を検討していきます。

#### 4．公の施設の設置及び管理運営に関すること

行政サービスの最前線として、やすらぎの里・図書館・郷土資料館などの公共施設の管理・運営を行っていますが、これらについて管理手法の見直し・民間委託の推進などにより、効率化と経費節減を図ります。

#### 5．組織・機構の見直し・再検討に関すること

新たな行政課題や多様化する行政ニーズに的確に対応する合理的かつ効果的な事務事業の執行と柔軟で迅速な行政運営を行うべく、行政組織・機構の見直しを行います。

見直し期間については、住民サービスの維持・担当職員の業務量・業務の専門性を検討する過程において実現可能なものから順次実施します。

審議会・委員会等については、その必要性を十分に検証するとともに報酬・委員構成などの見直しを行います。

#### 6．定員管理及び給与の適正化に関すること

役場組織・機構の改革に併せ、職員数を可能な限り抑制することにより適正な職員配置を行うとともに、給与水準についての適正な見直しを行います。

#### 7．行政運営の効率化と職員の能力開発等に関すること

職員の自立に向けた意識改革と時代に対応した政策形成能力の向上及び公務員倫理の確立を目的とする新しい人事管理制度導入の検討と職員研修の充実を図ります。

#### 8．住民との協働の推進に関すること

地方分権化が進み、行政需要が多様化する社会情勢の中で自立する「むらづくり」を行うためには、住民と行政がよきパートナーとして連携していくことが求められます。住民と行政が共通の目標（情報）を持ち、住民参加を主体とした自立する「協働のむらづくり」を促進するため、新たな住民参加手続きなどの具体的な手段を検討していきます。

## 行政改革の進行管理

行政改革を具体的に推進していくことを目的として「檜原村行政改革実施計画」を策定し、役場全組織において実施計画の実現に努めます。

実施計画の取組みに関しては、年度ごとに「檜原村行政改革推進委員会」に進捗状況を報告し、行政改革の実施内容等についての助言をいただき、適切な方法に修正を行うことにより、目的達成に向け計画を実行していきます。

改革の進捗状況等は、随時、村広報・村ホームページ等により村民の皆様に公表していきます。